

令和8年度 明第一地区意見交換会のテーマについて

（団体名） 根本第八町会

（件名） 指定管理者制度導入施設における「勤労会館避難所運営委員会」の連携・位置づけについて

（具体内容）

昨年11月、根本町会（第1・第2・第3・第8）が合同で「勤労会館避難所運営委員会」を立ち上げました。今後、実効性のある避難所運営を行うため、以下3点の課題について協議を求めます。

① 在宅避難者への支援と平常時からの啓発について

避難所は、避難スペースの提供にとどまらず、地域の在宅避難者への物資配給や情報提供を担う「地域全体の防災拠点」としての機能が求められていると考えます。そのため、平常時から住民に対して備蓄の重要性を周知することや、感震ブレーカーの普及促進について、市としての見解を伺いたいです。

② 指定管理者の運営委員会への参画について

現在、指定管理者から運営委員会への積極的な関与（挨拶や会議への出席等）はなく、施設情報の共有はすべて危機管理課を経由している状態です。今後の避難所運営マニュアルの策定や円滑な運営には、建物の構造や設備を熟知している指定管理者の参画が不可欠です。

今後、市が指定管理者と交わす「仕様書」や「協定書」の中に、災害時だけでなく、平常時における「避難所運営委員会への参画」を義務付ける、あるいは盛り込んでいただくよう強く要望します。

③ 避難所運営委員会の組織的位置づけと、活動に伴う施設利用の配慮について

避難所運営委員会は、災害時において行政の機能を補完する「準公的な性格を持つ組織」であり、一般の任意団体とはその目的や役割が異なると認識しています。まずはこの位置づけについて、市から指定管理者へ明確に周知・指導していただくようお願いいたします。

組織の性格を踏まえ、運営や訓練の実効性を高めるため、施設利用に関して以下の2点について配慮・柔軟な対応を求めます。

・会場予約の優先措置について

現状、避難訓練等の事業計画を立てる際、会場（特にホール等）の予約が一般団体と同様の抽選扱いとなっているため、日程確保に支障をきたしています。公的な「優先予約枠」の確保などの配慮をお願いします。

・1階ロビー（談話室）の一時的な利用について

以前にもご要望いたしましたが、会議や避難訓練の直前等（頻度は各事業の前に1～2回程度）において、現場施設の確認や短時間の打ち合わせ（作戦会議など）を行うため、1階ロビー（談話室）を一時的に利用させていただけるよう、指定管理者との調整・運用ルールの策定をお願いいたします。

（回 答）

- ・ ①について、在宅避難をされている方につきましては、最寄りの避難所へお越しいただき、受付にて在宅避難である旨を申し出のうえ、避難者カードの記入をお願いしております。
- ・ 在宅避難者を避難所で把握することで、避難所に在宅避難者の方を含む必要な物資の配布や支援をすることになっております。
- ・ 災害時には各家庭での備えが重要であることから、市ではこれまでも防災訓練や広報紙、市ホームページ、パートナー講座などを通じて、食料や飲料水等の備蓄、自宅の安全対策などについて啓発を行っております。
- ・ 今後につきましても、ご意見を参考にしながら、家庭での備蓄の重要性や感震ブレイカーの普及啓発など、自助の取組を促進するとともに、平常時から災害時を意識した備えにつながる情報発信や啓発の充実に努めてまいります。

（回答課）危機管理課

- ・ ②について、勤労会館における現指定管理期間の協定書や仕様書において、避難所運営委員会への参加についての取り決めはなく、避難所運営委員会へ参加することは難しい状況ですが、施設に関する事案につきましてはできる限り協力して参りたいと存じます。
- ・ また、次期指定管理者の公募時における「避難所運営委員会への参画」につきましては、避難所運営委員会の実情を鑑み検討して参りたいと存じます。

（回答課）市民自治課

- ・ ③について、「避難所運営委員会」は、「松戸市地域防災計画」に位置づけられており、「災害時に避難所の円滑な運営を図ることを目的として、地域住民、施設管理者、市職員などが連携・協力して設置・運営する組織」であり、市としても、「避難所運営委員会の活動が地域防災力の向上に資するものであり、災害対応時の避難所運営を円滑に行うための重要な役割を担う組織」と認識していることから、指定管理者へ周知してまいります。
- ・ 「会場予約の優先措置」につきましては、町会の方で訓練等の日程が決まり次第、危機管理課にご連絡をいただくことで、一般利用の受付開始前（3ヶ月前）の段階から、施設利用の手続きについての調整を含め、会場の確保をさせていただきます。
- ・ 「1階ロビー（談話室）の一時的な利用」についてですが、「避難所運営委員会」につきましては、現場施設の確認や短時間の打合せであれば、指定管理者（窓口）にお申し出いただければ、ロビーの利用について配慮させていただきます。
- ・ なお、長時間となる打合せを行う場合におきましては、前もって日程が決まっておりますら、訓練等の当日とともに会議室等をご利用いただけるよう配慮いたしますし、日程が定まらず直前のご利用でありましても、窓口にて空き状況の確認も含め、適宜ご相談いただけるよう、指定管理者と調整させていただきます。

（回答課）商工振興課